

法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」について

- 法務省の人権擁護機関では、「人権教育・啓発推進法」（H12法147）及び「人権教育・啓発に関する基本計画」（H14.3.15閣議決定，H23.4.1一部変更）に基づき，人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための「人権啓発活動」を年間を通じて実施。特に人権週間（毎年12月4日～10日）には，全国各地において集中的な啓発活動を展開。
- 法務局・地方法務局及び人権擁護委員会を中心に，国直轄事業や地方公共団体等への委託事業により，スポーツ組織・民間企業等とも積極的に連携し，地域の実情に応じた特色ある人権啓発活動を実施。

人権教室

- いじめ等について考える機会を作ることにより，思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことなどを目的とし実施（令和2年度は，約43万人を対象に実施）
- 人種，障害の有無などの違いを理解し，認め合うことの重要性を認識してもらうため，車椅子体験・障害者スポーツ体験などの体験型人権教室や，インターネットによる人権侵害への対応として，携帯電話会社等が実施するスマホ・ケータイ安全教室と連携した人権教室も実施



全国中学生人権作文コンテスト

- 令和元年度は，約92万人が参加
※令和2年度は，新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため中止
- 入賞作文の作品集や，作品を題材とした啓発動画などを作成し，配布・配信



人権の花運動

- 花の種子等を協力して育てることを通じ，豊かな心を育み，優しさと思いやりの心を体得してもらうことを目的として実施（令和2年度は約38万人が参加）



人権啓発冊子・動画



- いじめを含む様々な人権課題に対応した啓発冊子・啓発動画を作成し，配布・配信

困窮邦人等対策費（外務省領事局海外邦人安全課）

令和4年度要求総額 28,244千円

（令和3年度予算額 27,325千円）

事業概要・目的

○ 海外における邦人の生命及び身体の保護は外務省の最も重要な責務の1つ。特に新型コロナウイルスの感染拡大後は、在外邦人は不安定かつ脆弱な状況に置かれがちであり、今後も、海外の困窮邦人への対処に係る以下の事業に対するニーズが高まるものと予想される。

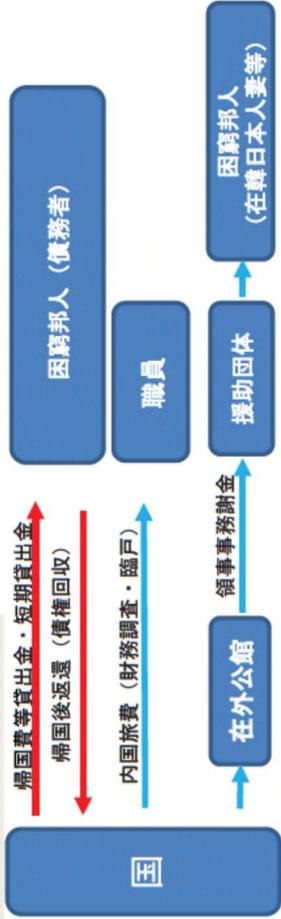
○ **困窮邦人帰国対策費**：困窮状態に陥り、自ら帰国費用を工面できず、家族・関係者からも支援が受けられない邦人に**帰国費用を貸し付け、債務者は帰国後に同費用を返還する**。滞在国の公的扶助が望めない者に対し、本邦での公的扶助受給による救済に繋げるための「セーフティネット」。「国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律」（国援法）に基づき実施する。

○ **海外邦人援護短期貸出金**：海外で事件・事故や災害等により所持金を失った邦人に対し、当該邦人の家族等から支援（送金）を受けらるまでに必要な**最低限の滞在費の貸し出し（一人あたりの上限は5万円）**を行う。申請時に迅速に対応できるように、年度初めに在外公館に対し予算を送金する。

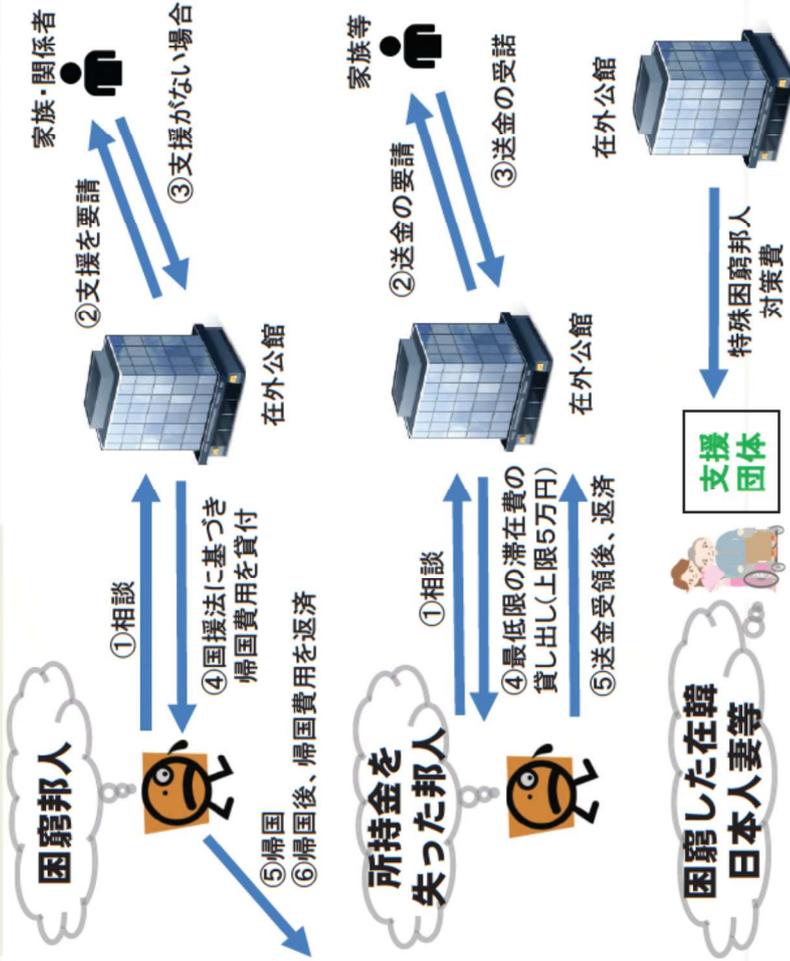
○ **債権回収**：帰国後、貸出金の返還が行われない場合、国援法及び債権管理法に基づき、課員が債務者宅まで出張し、支払いの意思を確認する等の財務調査を行う。

○ **特殊困窮邦人対策費**：第二次大戦前後、朝鮮半島に渡り、**困窮した在韓日本人妻等**を支援するため、支援団体を通じ生活・医療扶助を行う。

資金の流れ



事業イメージ・具体例



期待される効果

- 在外で困窮に陥った邦人のための最後のセーフティネットとしての機能。
- 経済的に困窮している在韓日本人妻等の最低限の生活の維持及び医療支援による健康維持・増進。

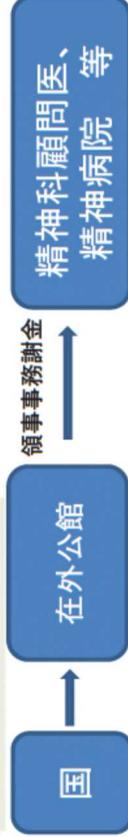
海外邦人精神障害者対策費（外務省領事局海外邦人安全課）

令和4年度要求総額 9,262千円
（令和3年度予算額 8,996千円）

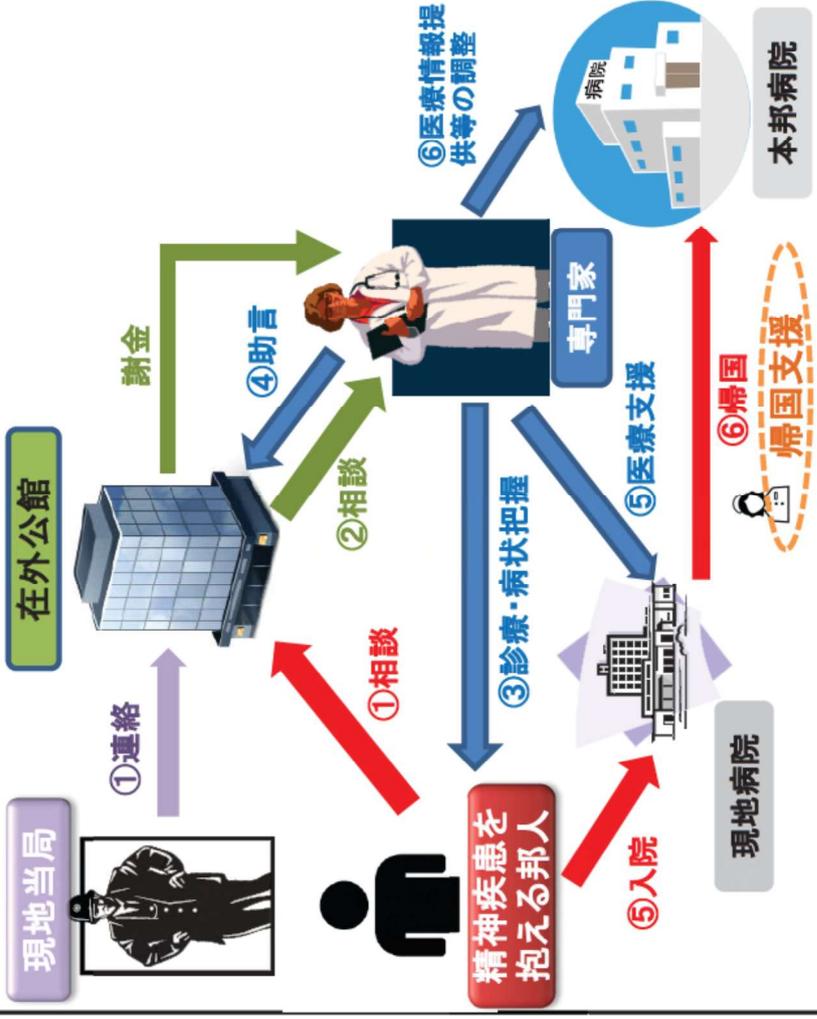
事業概要・目的

- 海外において精神疾患を抱える邦人の保護・帰国支援のため、現場の領事負担を軽減する観点から自傷他害の危険を未然に防ぎ、現地治療に繋げるために現地に於いて精神医療専門家の支援を得るもの。
- 平成12年度より実施。新型コロナウイルスの感染拡大後は、在外邦人は一層不安定かつ脆弱な状況に置かれがちであり、今後、海外邦人のメンタルヘルスへの対応ニーズの高まりが予想される。
- 委託された専門家は、当該邦人の病状を把握した上で在外公館領事に助言すると共に、重傷者に関しては、現地医療機関への受入依頼等、医療支援を行う。また、精神疾患を抱える邦人の帰国に向けて、本邦受入れ先病院等に医療情報提供等の調整を行う。
- 病状の程度によって単身では帰国便に搭乗できない場合、医師・看護師等を付添わせ帰国させ、本邦到着空港へ担当官を派遣する。
- 根拠となる政策等
「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日）第2章5(9)「現地の感染症の状況等を踏まえ、邦人保護に係る領事体制の更なる強化を図る。」

資金の流れ



事業イメージ・具体例



期待される効果

- 海外において精神疾患を抱える邦人に対し適切な保護・帰国支援を行うことが可能になる。
- 在外公館の領事サービスが向上し、邦人保護体制が強化される。

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実



令和4年度要求・要望額 98億円
前年度予算額 72億円

文科科学省

◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から7年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数とも増加しており、様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援に向けた相談体制の充実が必要。

◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。

◆ さらに、令和3年6月に成立した「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や、令和3年5月に取りまとめた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書等を踏まえ、児童生徒性暴力等の早期対応に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業

令和4年度概算要求：6,145万円(前年度予算額：5,278万円)

- ✓ 補助割合：国1/3、都道府県・政令指定都市2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者

⇒児童の心理に関する支援に従事(学教法施行規則)

✓ 公認心理師、臨床心理士等

✓ 全公立小中学校に対する配置 (27,500校)

✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度

基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間→週1回8時間に拡充

➢ いじめ・不登校対策のための重点配置：1,500校 (←1,000校)

※不登校特例校や夜間中学への配置を含む

➢ 教育支援センターの機能強化

➢ 虐待対策のための重点配置：1,500校 (←1,200校)

➢ 貧困対策のための重点配置：1,900校 (←1,400校)

➢ スーパーバイザーの配置：114人 (←90人)

補助制度

求められる能力・資格

基礎となる配置

いじめ
不登校

虐待
貧困

質の向上

重点配置等

スクールソーシャルワーカー活用事業

令和4年度概算要求：3,640万円(前年度予算額：1,938万円)

- ✓ 補助割合：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3
- ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市
- ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等



✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者

⇒児童の福祉に関する支援に従事(学教法施行規則)

✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等

✓ 全中学校区に対する配置 (10,000中学校区)

✓ 配置時間：週1回3時間→週2回3時間に拡充

基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間

➢ いじめ・不登校対策のための重点配置：1,500校 (←1,000校)

※不登校特例校や夜間中学への配置を含む

➢ 教育支援センターの機能強化：250箇所

➢ 虐待対策のための重点配置：2,000校 (←1,500校)

➢ 貧困対策のための重点配置：1,900校 (←1,400校)

➢ スーパーバイザーの配置：114人 (←90人)

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

令和4年度要求・要望額 104億円
 (前年度予算額 75億円)



文科科学省

- 「いじめ防止対策推進法」等を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備など、生徒指導上の諸課題への対応に向けた取組を推進する。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会を確保等に関する法律」等に関する法律等に基づき、学校と関係機関等が連携した不登校児童生徒へのきめ細かな支援を推進する。
- 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年6月)や、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」報告書(令和3年5月)等を踏まえ、児童生徒性暴力等の早期発見やヤングケアラーの早期対応等に向けた相談体制の整備を推進する。

■ 早期発見・早期対応 (専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等) 10,023百万円 (7,405百万円) 【補助率 1/3】

① スクールカウンセラーの配置充実 【都道府県・指定都市】

- ・全公立小中学校への配置 (27,500校) (週1回4時間)
- ・上記に加え、虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置 (配置校数の拡充、週1回4時間→週1回8時間)
- ・教育支援センター (適応指導教室) の機能強化
- ・スーパーバイザーの配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の研修等の取組の支援
- ・自殺予防教育実施の支援

② スクールソーシャルワーカーの配置充実 【都道府県・指定都市・中核市】

- ・全中学校区への配置 (10,000中学校区) (週1回3時間→週2回3時間に拡充)
- ・上記に加え、虐待対策、いじめ・不登校対策、貧困対策のための重点配置 (配置校数の拡充)
- ・教育支援センター (適応指導教室) の機能強化
- ・スーパーバイザーの配置
- ・連絡協議会の開催等を通じた質向上の研修等の取組の支援

◇第3期教育振興基本計画※抜粋
 (平成30年6月閣議決定)
 2019年度までに、原則として、SCを全公立小中学校に配置するとともに、SSWを全中学校区に配置し、それ以降は配置状況を踏まえ、配置時間の充実等学校における専門スタッフとしてふさわしい配置条件の実現を目指す。



③ 不登校児童生徒に対する支援の推進

- 【都道府県・指定都市】
- ・教育支援センターを中核とした教育委員会と関係機関、民間団体等の連携体制の整備 (研修会の拡充)
- ・関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置
- ・学校以外の場における支援の推進 (アウトリーチ支援の拡充)

④ SNS等を活用した相談体制の整備推進

- 【都道府県・指定都市】
- ・いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する電話やSNS等を活用した相談体制の整備を支援等

■ いじめ対策・不登校支援等推進事業 365百万円 (50百万円) 【委託】

① いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりに関する調査研究

- 【委託先：12団体 (都道府県・指定都市等)】
- いじめ・不登校等の未然防止や事案発生後の対応のほか、コロナ禍における教員による児童生徒の心の不安定さ等の把握・対応について、平時と異なる生活様式や1人1台端末等の活用も見据えつつ、
- ・いじめの未然防止や自殺予防に係る効果的な取組
- ・不登校の未然防止等に向けた校内型適応指導教室、スクリーニング、経済的支援の在り方等の調査研究を実施

② スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究

- 【委託先：2団体 (民間団体等)】
- ・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を想定し、常勤の職としての職責や担うべき職務の在り方等について調査研究を実施

③ 24時間子供SOSダイヤル支援電話相談センターの設置 (新規) 【委託先：1団体 (民間団体等)】

■ 【関連施策】

- ① 教職員定数の配置等
いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の強化のため、200人の定数改善を計上。また、令和7年度までに小学校の35人学級を計画的に整備することし、令和4年度は、第3学年の学級編制の標準を35人に引き下げる。
- ② 支援スタッフの配置
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な人材が学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
- ③ 教員研修の充実
教職員支援機構において、いじめの問題に関する指導者養成研修の実施。
- ④ 道徳教育の抜本的改善・充実等
地域の特色を生かした道徳教育への支援、道徳科の教科書の無償給与等
- ⑤ 健全育成のための体験活動の推進
児童生徒の社会性を育む農山漁村等における様々な体験活動の推進。

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和4年度要求・要望額
(前年度予算額)

2.4億円
1.9億円



文部科学省

【背景】 ○ 不登校児童生徒数は7年連続増加（令和元年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約18万1千人）
○ 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様な適切な教育機会の確保が重要**

事業概要

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

不登校児童生徒支援協議会等の設置
教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携により、関係機関等が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う、不登校児童生徒支援協議会等を設置。



◆関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進》

◆教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施（実施回数を拡充）。

◆教育支援センターにおける相談・支援体制の強化

- ✓ アウトリーチ型支援等の実施
教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う支援員や、不登校児童生徒のアセスメント、学習指導、保護者や学校の教職員へのコンサルテーション等を行う人材を配置し、広域的な支援体制を整備（支援員の拡充）。

- ✓ 教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置（関連施策）

■スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業
令和4年度概算要求額 98億円

1. 事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市（SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助）
3. 補助率 1/3

支援スタッフの配置（関連施策）

■学力向上を目的とした学校教育活動支援

令和4年度概算要求額 46億円の内数

1. 事業内容
いじめ、不登校等への対応のため、教師に加えて多様な支援スタッフが学校の教育活動に参加する取組に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県・指定都市（市区町村は間接補助）
3. 補助率 1/3

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援（関連施策）

■教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）

令和4年度概算要求額 22億円の内数

1. 事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
2. 補助事業者 都道府県 3. 補助率 1/2

実施主体

都道府県
政令指定都市

補助割合

国 1/3
都道府県・政令指定都市 2/3

補助対象経費

謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等

地域における家庭教育支援基盤構築事業

(「学校を核とした地域力強化プラン」事業)

【補助率】

国	1/3
都道府県	1/3
市町村	1/3

令和4年度要求額 125百万円
 (前年度予算額 75百万円)



文部科学省

背景・課題

- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約13万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約19万件)のリスク増

- ①身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ②家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

骨太の方針2021 (令和3年6月18日閣議決定)

- ・児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう(略)子供や家庭の支援体制を充実強化する。
- ・(孤独・孤立対策)アウトリーチ型支援体制の構築(略)の取組を推進する。

事業内容

①地域の実情に応じた家庭教育支援の促進 (継続) [66百万]

地域において人材の発掘・リーダーの養成等により家庭教育支援チームを組織化し、保護者への学習機会や情報の提供、地域の居場所づくり等を実施。

→ R4目標：1,000チーム

②真に支援が必要な家庭への対応強化 (拡充)

- 子供の育ちや保護者をめぐる現代的課題へ対応するため、家庭教育支援に関わる地域人材の資質向上のための研修の実施。[6百万]

→ R4目標：500チーム

- 特に支援が必要で対応が難しい家庭に対し、地域から孤立しないよう、専門人材も活用し、個々の保護者に寄り添った相談対応や情報提供を実施。[53百万]

→ R4目標：500チーム

- 事業開始：平成27年度～

<家庭教育支援チーム>

家庭教育支援員

- ・元教員
- ・子育て経験者
- ・民生・児童委員等

十 専門人材 (拡充)

- ・臨床心理士
- ・社会福祉士等

専門的な機関(児童相談所など)による対応

<子育て家庭>

家庭教育・子育てに関心がある家庭

不安や悩みを抱える家庭

専門的な対応が必要な家庭

学びの場や情報の提供等

アウトリーチ型支援

アウトプット (活動目標)

- ・家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム (成果目標)

- 初期 (令和6年頃) 支援チーム未設置県が解消され、各都道府県内でのチームの横展開が加速化。
- 中期 (令和8年頃) 全市区町村に支援チームが設置され、その半数でアウトリーチ型支援が実施されることで、保護者の不安や課題等への早期対応が可能に。
- 長期 (令和14年頃) 全国でアウトリーチ型支援体制が整備され、身近な地域に子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R2:28.1%)

インパクト (国民・社会への影響)

- ・家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築。
- ・保護者の子育て環境に子供たちの育ちが左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

自殺対策に係る広報の実施

令和4年度概算要求
0.8億円の内数

- 広報ポスターやインターネット広告等によるSNS・電話相談窓口等の周知を実施。
- 子どもや若年層における悩み、大人の悩み、ゲートキーパー(※)という3つのテーマについて、それぞれ出演者の体験談、専門家の助言等を交えて議論し、視聴者にとって“新しい気づき”となることを目的としたネット配信の収録番組などを制作。

※ ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

【広報ポスター・インターネット広告】

○ 検索広告 (Google・Yahoo!)

○ SNS広告 (Facebook・Twitter・LINE)

○ 動画広告 (YouTube・Yahoo!・SmartNews)

【その他広報活動】

- ネット配信番組 ※図はイメージ
 - ・約10分の収録番組×3本
 - ・MCとゲスト2名、専門家1名の計4名の出演者
 - ・番組は専用の特設サイトで配信

専用の特設サイトにて配信

- Bypass広告
自営関連キーワードを検索する可能性のある人に対して、あらゆるwebサイト、アプリでバナー広告を配信。

- PR TIMES
プレスリリース配信サービスにて動画・ポスター、ネット配信番組、相談窓口などリリース配信。

- 政府広報
 - ・政府インターネットテレビ掲載 (ゲートキーパーの理解促進のための3分の動画を制作)
 - ・政府広報オンライン記事掲載 (自殺予防週間の概要について紹介)

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺防止対策の強化

【要旨】

令和4年度予算要求額：38.3億円（27.8億円）

- 新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりを踏まえ、た取り組みの強化や孤独・孤立を防ぎ不安に寄り添うために、きめ細かい相談支援や電話・SNS相談対応時間の拡充等が求められている。
- このため、新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクを抱える方に対して、都道府県等が実施する対面、電話、SNSを活用した相談支援体制を拡充するとともに各種相談に対応する人材の養成を強化する。また、自殺防止対策の支援が自殺リスクを抱える方に届くように情報発信の強化を行う。更に、民間団体が実施する自殺防止の取り組みへの継続的な支援を行う。

【事業内容】

1 地域自殺対策強化事業（都道府県・市町村）

(1) 相談体制の拡充

- 電話・SNS相談・行政機関が行う電話、LINEやチャット等のSNSを活用した相談体制の強化と相談者の状況に応じた支援情報の提供

- 対面相談：関係行政機関において、専門性を活かした相談など、自殺予防関連の相談会の開催等の体制を強化

(2) 相談員等の養成及び質の確保

- 対面、電話、SNS相談等に適切な対応と支援を行うための人材の養成と育成の拡充

(3) 自殺防止対策の情報発信の強化

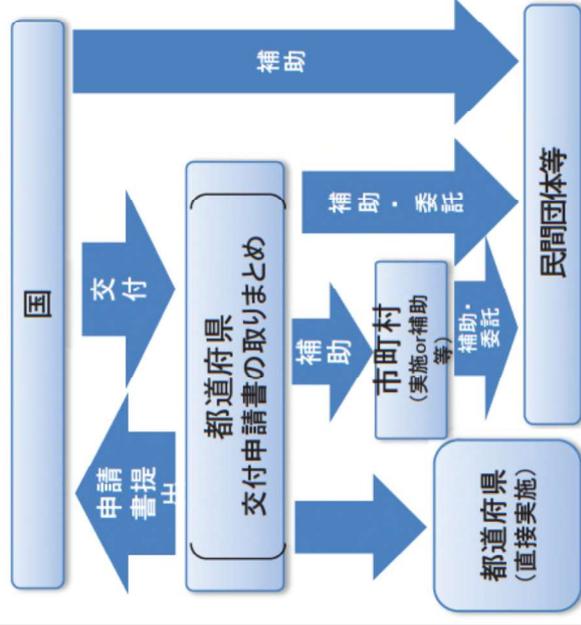
- 自殺リスクを抱えた方に必要となる支援情報や自殺相談窓口等に関する積極的な周知

2 自殺対策防止事業（民間団体）

- 民間団体が実施する電話やSNS等を活用した自殺防止等（相談員の拡充、チャットボットの活用等）に係る取り組みに対して、継続的な支援を実施する。

【事業スキーム】

- 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
- 補助率：国：1/2（都道府県・市町村）
：10/10（民間団体）



※国から民間団体等への補助は全国的に活動する団体に限る。

ひきこもり支援の充実と推進（地域における支援体制図）

令和4年度概算要求額：674億円の内数
（令和3年度予算額：555億円の内数）

都道府県（指定都市）域



国

国が実施する人材養成研修

- 〔対象〕
- ・ひきこもり地域支援センター職員
- ・市町村の相談窓口職員

都道府県・指定都市 ひきこもり地域支援センター

《事業内容》

- センター機能
- ①コーディネート（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり
- ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握
- ⑨市町村（行政区）・支援機関に対する後方支援

- 人材養成研修事業
- ⑩関係機関職員人材研修の実施
- ⑪サポーター養成研修の実施

後方支援



新

都道府県による 市町村事業の立ち上げ支援

①市町村と連携したセンターの サテライトの設置

市町村へ相談支援体制が引き継がれることを前提に、都道府県と市町村が連携して支援体制の弱い地域へひきこもり地域支援センターのサテライトを有期で設置

〔事業概要〕

- 補助率：国1/2、都道府県1/2
- サテライトの設置は有期（原則2年）
- 市町村への相談支援体制の移行の際に、市町村の連携の枠組みを維持して複数市町村が事業を共同実施することも可能



一般市町村

ひきこもり地域支援センター

※将来的に、全ての中核市への設置を目指す

《事業内容》

- センター機能
- ①コーディネート（2人以上）による相談支援（窓口周知）
（電話、来所、必要に応じて訪問）
- ②居場所づくり
- ③連絡協議会の設置（ネットワークづくり）
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握

- 人材養成研修事業
- ⑩関係機関職員養成研修の実施
- ⑪サポーター養成研修の実施

新

一般市町村

ひきこもり支援 ステーション事業（仮称）

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

- ①相談支援（窓口周知）
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握

- 人材養成研修事業
- ⑩サポーター養成研修の実施

一般市町村

ひきこもりサポート事業

※2以上の自治体による共同実施も可

《事業内容》

- 地域のニーズに応じて下記の事業を任意に選択して実施
- ①相談支援（窓口周知）
- ②居場所づくり
- ③ネットワークづくり
- ④家族向け勉強会・当事者会の開催
- ⑤サポーター派遣
- ⑥民間団体との連携活動
- ⑦住民等への講演会・研修の開催
- ⑧実態把握

- 人材養成研修事業
- ⑩サポーター養成研修の実施

段階的な事業の充実を目指す

※2以上の自治体による市町村事業の共同実施により、居住する市町村の窓口へ相談しづらいた人も利用しやすくなる。

②小規模市町村等における 体制整備の加速化支援

市町村のひきこもり支援事業の実施を惹起するため、支援終了後も市町村が継続して事業を実施することを前提に、財政的に厳しい小規模市町村等に對して、財政支援と支援ノウハウの継承をセットにした立ち上げ支援を有期で行う

〔事業概要〕

- 補助率：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 〔参考〕サポーター事業等
国1/2、市町村1/2

- 有期（原則2年）の支援期間終了後、市町村（複数市町村）による共同実施も可能）が事業を継続実施

市町村域

重層的支援体制整備事業 【令和4年度概算要求額：既存事業の内数】

- ◇ 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、属性を問わない相談支援、多な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業（令和2年6月に成立した改正社会福祉法において創設）を実施する。

（事業内容）

1. 包括的相談支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから各関係機関において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等の必要な支援を行う。

（※）各法に基づく相談支援事業

- ・介護分野（地域包括支援センターの運営）
- ・障害分野（障害者相談支援事業）
- ・子ども・子育て分野（利用者支援事業）
- ・生活困窮分野（自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

2. 地域づくり支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法等に基づく地域づくり支援事業（※）を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を行う。

（※）各法等に基づく地域づくり支援事業

- ・介護分野（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
- ・障害分野（地域活動支援センター事業）
- ・子ども・子育て分野（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮分野（地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業）

3. 多機関協働事業等実施事業

相談支援機関等の役割分担等を図る多機関協働、支援が届いていない人に支援を届ける等の取組を行うアウトリーチ等による継続的支援、社会とのつながりをつくるための支援等を行う参加支援に取り組む。

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)

R4 概算要求：364億円の内数（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

1. 事業内容

ヤングケアラー（注）の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

（注）：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

(1) 実態調査・把握

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県1か所あたり	5,415千円
	市区町村1か所あたり	2,977千円
③負担割合	国1/2、実施主体1/2	

(2) 関係機関職員研修

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	都道府県1か所あたり	3,089千円
	市区町村1か所あたり	2,046千円
③負担割合	国1/2、実施主体1/2	

3. 事業イメージ

都 道 府 県
市 区 町 村



(2) 関係機関職員研修

ヤングケアラー



ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

(1) 実態調査・把握



関係機関（福祉・介護・医療・教育等）



ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアウトルーチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対し、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
 - 地域包括ケアセンター
 - 市町村保健センター
 - 児童相談所
 - 児童福祉施設
 - 社会福祉協議会
 - 民生・児童委員
 - 保健所
 - 司法関係機関 等
- 学校
 - 教育委員会
 - スクールソーシャルワーカー
 - スクールカウンセラー
- 病院
 - 医療ソーシャルワーカー
 - 訪問介護員
 - その他関係機関
 - 民間団体 等

保険者とかかりつけ医等の協働による加入者の予防健康づくり（モデル事業）

令和4年度概算要求額：1. 2億円
 （令和3年度予算額：1. 0億円）

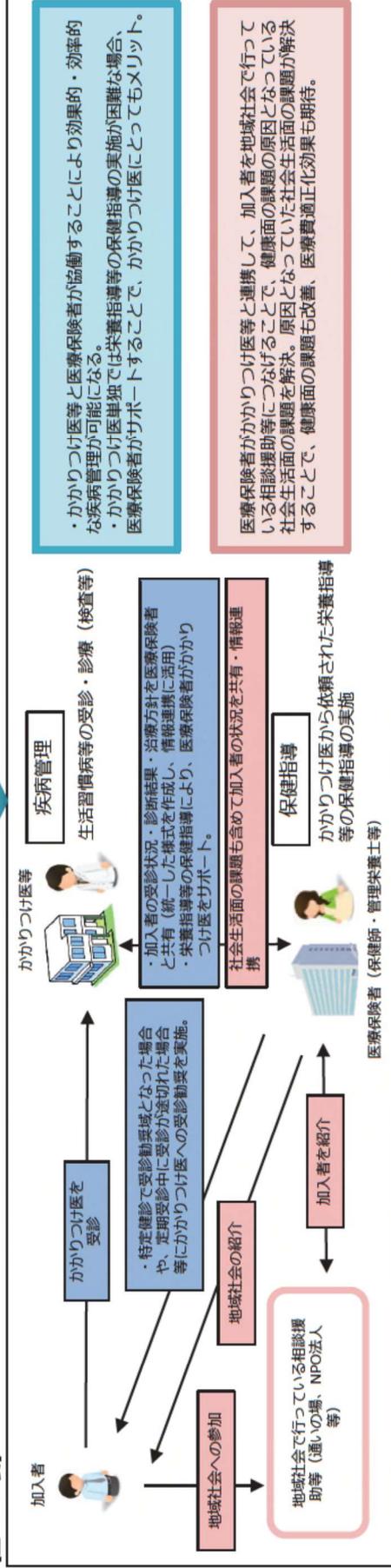
- 特定健診の結果、受診勧奨判定とされた加入者について、保険者がかかりつけ医等と連携し生活習慣病の重症化予防を図る必要があるものの、現状、かかりつけ医での診療と、特定保健指導をはじめとした医療保険者の取組との間で、連携する仕組みが乏しい。
- 社会生活面の課題が生活習慣病の治療を困難にしている場合（※）もあるため、地域社会で行っている相談援助等も活用しながら社会生活面の課題解決に向けた取組みが重要である。
- そのため、引き続き、保険者による受診勧奨を契機として、かかりつけ医等と医療保険者が協働し、加入者の健康面や社会生活面の課題について情報共有しながら、加入者の重症化予防に必要な栄養指導等の保健指導の実施や地域社会で行っている相談援助等の活用を進めることで、加入者の健康面及び社会生活面の課題を解決するための取組みを推進する。

（※）孤立による食事意欲の低下などの社会的な課題のため糖尿病に対しての食事療法が困難な場合に、地域社会での交流等につなげることで孤立を解消、食事療法にも取り組むことで糖尿病を改善

【現状】

- ・特定健診において受診勧奨領域となった加入者は医療機関を受診、疾患として診断された場合、栄養指導等を含めた診療を受ける。特定保健指導の対象者にもなっている場合、特定保健指導を別途受診する必要があるが、医療機関との連携が不十分な場合、栄養指導等が重複して実施される可能性がある。
- ・生活習慣病の重症化に影響する社会生活面の課題を解決する仕組みがない。

【望ましい姿】



● スケジュール（案）

2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
			実施結果を踏まえた保健指導プログラム・特定健診等実施計画へ反映
			モデル事業実施結果取り纏め
			モデル事業実施（保険者協議会で数力所）

食品ロス削減総合対策事業のうち フードバンク活動支援

【令和4年度予算概算要求額 115（19）百万円】

＜対策のポイント＞

食品ロス削減のみならず、生活困窮者支援の観点からも、その役割の重要性が高まっているフードバンクに対して、スタートアップ団体への支援に加え、フードバンクの運営基盤の強化、食品取扱量の拡大等の課題に対応するため、フードバンクにおける広域連携等の食品受入・提供能力の強化に向けた先進的な取組を支援します。

＜事業目標＞

平成12年度比で事業系食品ロスを半減（273万トン【令和12年度まで】）

＜事業の内容＞

1. フードバンク活動団体のスタートアップ支援

- ① 検討会や研修会開催、普及啓発、人材育成及び団体間の連携強化の取組を支援します。
- ② 生鮮食品等の取扱量の拡大に向けた取組を支援します。

【支援対象団体】

これまで農林水産省のフードバンク支援事業において、3回以上補助を受けたことのないフードバンク活動団体であって、下記のいずれかに該当するフードバンク活動団体

- ・ 令和4年4月1日においてフードバンク活動の開始から3年を経過していないフードバンク活動団体（新たにフードバンク活動を開始する団体を含む）
- ・ 青果物等生鮮食品の取扱量を拡大するフードバンク活動団体等

※ 都道府県、市区町村、社会福祉協議会等も支援対象団体に含まれます

2. フードバンク活動団体の先進的取組支援

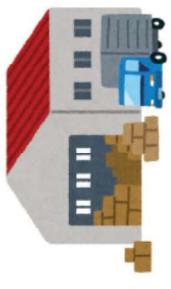
広域連携等、先進的な取組を行うフードバンクに対して、その取組に必要な経費を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

- ・ スタートアップ団体での食品衛生に係る研修会・食品の取扱量拡大に向けた一時保管用の倉庫や食品を運搬するための車両等の賃借（スタートアップ支援）
- ・ 食品受入・提供能力の強化に向けた関係機関との連携のための会議（先進的取組支援）



＜先進的な取組の例＞

- ① **広域的な連携**
県域を跨いで、多くの企業から食品を受入れ、多くの施設等へ提供
- ② **プラットフォームの構築**
企業から寄附の相談を一括して受け付け、各地のフードバンクの中から適した提供先を調整
- ③ **マッチングに特化した活動**
食品の受入れ・保管を自らは行わず、食品の寄附を行う食品企業と、食料支援を求めめる子ども食堂等とのマッチング
- ④ **企業・行政とのコーディネート**
企業や地方自治体とフードバンクとの連携強化により、継続的な食品受入れや、食料支援を必要とする者を適切に把握
- ⑤ **農業者との連携**
生産者団体と連携して、生産段階で発生する規格外の農産物等を受入れ

【お問い合わせ先】大臣官房新事業・食品産業界部外食・食文化課（03-6738-6473）40

地域での食育の推進

【令和4年度予算概算要求額 消費・安全対策交付金 2,783 (2,210) 百万円の内数】

<対策のポイント>

第4次食育推進基本計画に掲げられる目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む食育活動を重点的かつ効率的に推進します。その際、多世代交流や共食の場の提供等に関する取組、食育推進基本計画の重点事項であるデジタル化に対応した食育等を優先的に支援します。

<政策目標>

食育推進基本計画の目標の達成

<事業の内容>

【共通】多世代交流、共食の場の提供、オンラインやデジタル媒体の活用等を優先的に支援します。

1. **食育を推進するリーダーの育成**
地域で活躍する食育推進・食文化継承・農業体験リーダー等の育成やその活動促進を支援します。
2. **農林漁業体験機会の提供**
食や農林水産業への理解を増進する農林漁業体験の提供に向けた検討会開催や体験機会の提供を支援します。
3. **地域における共食の場の提供**
地域における共食のニーズの把握や生産者とのマッチングにより、共食の場の提供を支援します。
子ども食堂など既存の共食の場における継続的な取組を支援します。
4. **学校給食における地場産物活用の促進、和食給食の普及**
学校給食に地場産物を使用するための生産者とのマッチング、献立の開発・試食、食育授業を支援します。
5. **環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上**
環境に配慮した農林水産物・食品への理解向上に向けて、意識調査、セミナーの開催等を支援します。
6. **食品ロスの削減**
食品ロスの削減に向けた消費者の意識調査や飲食店等と連携した啓発資料の配付やセミナーの開催を支援します。
7. **地域食文化の継承**
地域食文化の継承や日本型食生活の実践に向けた調理講習会や食育授業等の開催を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

目標 (食育推進基本計画の目標のうち農林漁業体験機会の提供等当省関連)

- ・食育の推進に関わるボランティアの数を増やす
- ・農林漁業体験を経験した国民を増やす
- ・地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
- ・学校給食における地場産物を活用した取組等を増やす
- ・栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす
- ・産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民を増やす
- ・食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす
- ・地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす

目標の達成に資する
地域の取組を支援

支援事業(例)

農林漁業体験機会の提供



地域における共食の場の提供



地域食文化の継承



- ・食生活の改善や食文化等に対する意識の向上、
- ・地場産食材の活用割合の増加等

食育推進基本計画の目標達成(令和7年度)を目指す

【お問い合わせ先】消費・安全局消費者行政・食育課 (03-3502-5723) 41

農山漁村振興交付金のうち 農福連携対策

【令和4年度予算概算要求額 10,215 (9,805) 百万円の内数】

<対策のポイント>

農福・林福・水福連携の一層の推進に向け、障害者等の農林水産業に関する技術習得、障害者等の雇用・就労に配慮した生産・加工・販売施設の整備、全国的な展開に向けた普及啓発、現場の課題に即した都道府県の取組、多世代・多属性の交流・参加の場となるユニバーサル農園の開設等を支援します。

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術習得や作業工程のマニュアル化等を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円等）】



作業マニュアル作成

2. 農福連携整備事業

障害者等の作業に配慮した生産施設や安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備を支援します。
【事業期間：最大2年間、交付率：1/2（上限1,000万円、2,500万円等）】



3. 普及啓発等推進対策事業

農福・林福・水福連携の全国的な横展開に向けた取組、農福・林福・水福連携の定着に向けた専門人材の育成、農林漁業者や福祉事業者等からなる現場レベルの推進体制の強化等を支援します。
【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】



4. ユニバーサル農園導入事業

多世代、多属性の人々が農業を通して交流・参加の場として利用し、生きがいづくりや癒しの提供等の効果もたらずユニバーサル農園の試行運用及び開設に必要な施設等の整備を支援します。
【事業期間：2年間、交付率：定額（上限150万円）、1/2（上限1,000万円）】



<事業の流れ>



※下線部は拡充内容

（関連事業）優先採択等の優遇措置を実施

- ・強い農業・経営体づくり総合支援交付金
- ・林業・木材産業成長産業化促進対策
- ・水産多面的機能発揮対策事業 等

【お問い合わせ先】農村振興局都市農村交流課（03-3502-0033）⁴²

背景・目的

- 新型コロナウイルスの感染拡大を背景に、学校給食の補完機能を果たす「子ども食堂等」に加え、子ども食堂に集まりにくい中で、子育て家庭に食材を届ける「子ども宅食」の取組が拡大しています。
- 従前より政府備蓄米を活用して、学校給食におけるごはん食の拡大を支援してきた無償交付制度の枠組みの下、子ども食堂等や子ども宅食においても食育の一環としてごはん食の推進を支援します。

事業内容

- 【子ども食堂等】
- ごはん食を提供する子ども食堂等（食事提供団体）の取組に交付。
- 食事提供を行う場所で、子どもにごはん食の魅力などを伝える食育の取組を行うことが条件。（食事提供団体ごとに、一申請当たり90Kgを上限に交付）

【子ども宅食】

- 食材提供を希望する子育て家庭に、政府備蓄米と他の食材を併せて、直接配付を行う団体（食材提供団体）に交付。
- ごはん食の魅力が伝わるチラシやレシピなど活用し、子育て家庭に対して、ごはん食の魅力伝えるなどの食育の取組を行うことが条件。
（食材提供団体ごとに、一申請当たり300Kgを上限に交付）
- 交付対象者 ※以下の要件を満たした団体

- ・ 「都道府県や市区町村等と連携し、子育て家庭の情報を基に活動をしている団体」又は「公的支援を受けている団体」
- ・ 「子育て家庭に直接、食事又は食材の提供を行っている団体」

申請方法

- 農林水産省に直接申請。

- ※ 依頼を受けた団体が交付申請書を取りまとめ提出することも可能。
（交付申請者は、食事提供団体、食材提供団体です。）
- ※ 交付された政府備蓄米について、交付した数量を適切に使用した場合、必要に応じて年度内の追加申請が可能。
- ※ 同じ提供団体であっても活動実態が異なる場合、それぞれの支部単位での申請が可能。

【交付申請者】



本事業の内容については、以下の担当まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農産局穀物課消費流通第1班
(ダイヤルイン：03-3502-7950)

国の災害用備蓄食品の提供に関するポータルサイトについて

- 国の災害用備蓄食品のフードバンク等への提供について、**農林水産省でポータルサイトを設け、各府省庁の情報を取りまとめ公表**することとしたところ。（4月21日関係府省庁申合せ）
- ポータルサイトは**5月28日に立ち上げ**、各府省庁が無償提供する災害用備蓄食品について、**①フードバンク等への引渡時期、品目、商品名、提供可能個数、申込期間等、②提供結果（提供先等）の情報を提供**。
※ ポータルサイトの立ち上げは、各フードバンクに対して一斉に情報提供済み。
- 今後も、案件がある都度に各フードバンクに対して情報提供。運用状況や地方自治体のニーズを踏まえ、地方自治体における提供情報についても掲載可能とする予定。

ポータルサイトの内容

<募集中の案件等一覧>



※掲載先URL：
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/porta.html

省庁名	品目	商品名	申込期間	引渡時期	提供可能個数	引渡方法	詳細情報	各省掲載情報ページへのリンク	ポータル掲載日
A省	パックご飯	やわらかご飯	○月○日 ～○月○日 日まで	○月○日 ～○月○日 のいずれか	3,000食	引き取りまたはお届け	詳細は こちら をご覧ください	http:○○○○	○月○日

・リンクには以下の情報を掲載（各省より提供のあったエクセルファイルを掲載）

品目、商品名、内容量、1個当たりの重量、賞味期限、販売者・製造者、1箱当たりの大きさ（縦×横×高さ）、1箱当たりの個数、1箱当たりの重量、提供可能個数、提供可能箱数、引渡時期、引渡場所、申込期間、申込方法、問い合わせ先、配分方法のルール、
各省ホームページへのリンク

・フードバンクは各省に直接申し込みをする

※募集を終了した案件については、提供結果（フードバンク名等）を掲載

居住支援法人等に対する活動支援(令和4年度概算要求)

居住支援法人への支援①：居住支援協議会等活動支援事業の拡充 (14億円の内数)

アウトリーチ型の支援（路上生活者等に対する声掛けなど、支援を必要としている方に対して出向いて働きかけを行う支援）等を行う居住支援法人に対して、補助上限額を引き上げ

【事業イメージ】



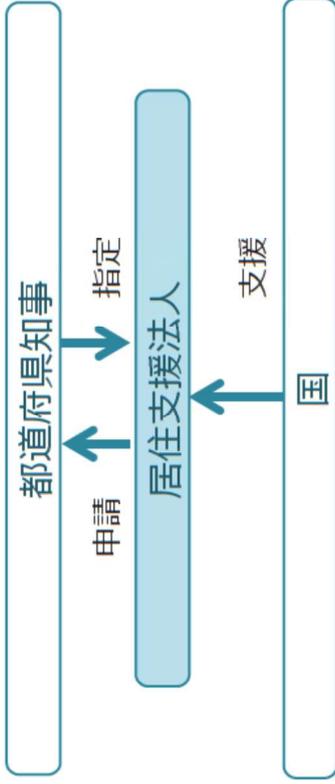
居住支援法人への支援②：セーフティネット登録住宅改修事業の拡充 (社会資本整備総合交付金等の内数)

居住支援法人が見守り付きセーフティネット登録住宅として運営するために要する準備経費（住宅確保要配慮者の居住安定に必要な工事期間の借上げ費用）について、補助対象に追加

居住支援法人について (449者が指定 (R3.8.31時点))

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、低所得者、高齢者、子育て世帯など住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能
- ・指定される法人は、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、居住支援を目的とする会社 等

【制度スキーム】

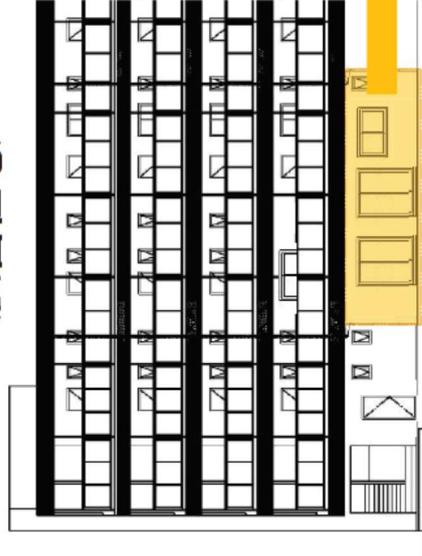


公営住宅等における交流スペースの設置支援(令和4年度概算要求)

交流スペースの設置支援 (社会資本整備総合交付金等の内数)

孤独・孤立対策として、公営住宅、セーフティネット登録住宅、サービス付き高齢者向け住宅に交流スペースを設置する場合の整備費用を補助対象に追加

<公営住宅>

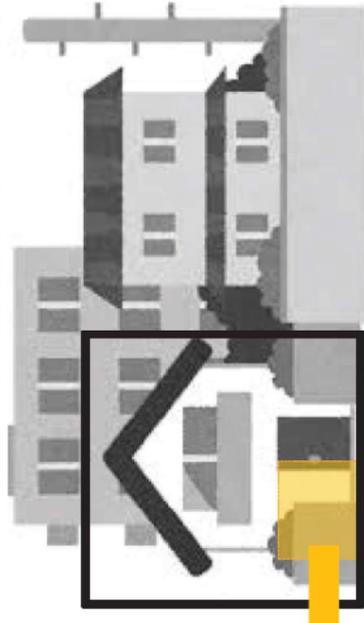


公営住宅の建替えにあわせて設置したり、一部を改修して導入

<交流スペース>



<セーフティネット登録住宅> <サービス付き高齢者向け住宅>



セーフティネット登録住宅の一室やサービス付き高齢者向け住宅の一部を改修して導入

地域住民を含め、孤独や孤立を抱えやすい単身高齢者やひとり親世帯等が、気軽にかつ自由に利用できる交流の場として活用